

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公開番号】特開2008-23906(P2008-23906A)

【公開日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2006-200848(P2006-200848)

【国際特許分類】

B 4 2 D 15/10 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

【F I】

B 4 2 D 15/10 5 0 1 K

G 0 6 K 17/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月7日(2009.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

IDカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記IDカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるIDカード発行システムにおいて、

IDカードは、当該IDカードに印字する文字データを記憶するICチップを備え、前記表面プリンタにより印字されたIDカードの前記ICチップから、前記文字データを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記文字データの文字量が前記IDカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する判断手段と、

前記判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記IDカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、

を備えることを特徴とするIDカード発行システム。

【請求項2】

IDカードに印字する文字データを記憶する記憶手段と、前記IDカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記IDカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるIDカード発行システムにおいて、

前記記憶手段に記憶された前記文字データの文字量が前記IDカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する第1判断手段と、

前記第1判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから表面に印字すべき表面文字データを編集する表面文字データ編集手段と、

前記表面文字データ編集手段により編集された表面文字データに基づく文字と、所定の識別情報とを、前記IDカードの表面に前記表面プリンタにより印字させる表面印字制御手段と、

前記表面プリンタにより印刷された前記IDカードから前記所定の識別情報を検出する

検出手段と、

前記検出手段により前記所定の識別情報が検出されたか否かを判断する第2判断手段と、

前記第2判断手段により、前記検出手段によって前記所定の識別情報が検出されたと判断された場合に、前記記憶手段から前記文字データを取得し、取得した前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記IDカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、

を備えることを特徴とするIDカード発行システム。

【請求項3】

IDカードに印字する文字データとID情報を対応付けて記憶する記憶手段と、前記IDカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記IDカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるIDカード発行システムにおいて、

前記IDカードの表面に、前記文字データに基づく文字とID情報を前記表面プリンタにより印字させる表面印字制御手段と、

前記表面プリンタにより印刷された前記IDカードの表面から前記ID情報を検出する検出手段と、

前記検出手段により検出されたID情報に基づいて、当該IDカードに印字する文字データを前記記憶手段から取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記文字データの文字量が前記IDカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する判断手段と、

前記判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記IDカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、

を備えることを特徴とするIDカード発行システム。

【請求項4】

前記IDカードの表面の文字印字領域の最終行に印字があるか否かを検出する印字検出手段を備え、

前記印字検出手段により前記IDカードの表面の文字印字領域の最終行に印字があることが検出された場合に、前記取得手段による前記文字データの取得を実行することを特徴とする請求項3に記載のIDカード発行システム。

【請求項5】

前記裏面文字データ編集手段は、前記文字データに基づいて、所定の優先順位に従って前記IDカードに印字する印字項目を並べ、最上位の印字項目から順に前記表面に印字可能な行数分の文字データを除いた残りの文字データを前記IDカードの裏面に印字すべき裏面文字データとすることを特徴とする請求項1～4の何れか一項に記載のIDカード発行システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項1に記載の発明は、IDカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記IDカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるIDカード発行システムにおいて、

IDカードは、当該IDカードに印字する文字データを記憶するICチップを備え、

前記表面プリンタにより印字されたIDカードの前記ICチップから、前記文字データを取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記文字データの文字量が前記ＩＤカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する判断手段と、

前記判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記ＩＤカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、
を備えることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項2に記載の発明は、ＩＤカードに印字する文字データを記憶する記憶手段と、前記ＩＤカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記ＩＤカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるＩＤカード発行システムにおいて、

前記記憶手段に記憶された前記文字データの文字量が前記ＩＤカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する第1判断手段と、

前記第1判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから表面に印字すべき表面文字データを編集する表面文字データ編集手段と、

前記表面文字データ編集手段により編集された表面文字データに基づく文字と、所定の識別情報を、前記ＩＤカードの表面に前記表面プリンタにより印字させる表面印字制御手段と、

前記表面プリンタにより印刷された前記ＩＤカードから前記所定の識別情報を検出する検出手段と、

前記検出手段により前記所定の識別情報が検出されたか否かを判断する第2判断手段と、

前記第2判断手段により、前記検出手段によって前記所定の識別情報が検出されたと判断された場合に、前記記憶手段から前記文字データを取得し、取得した前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記ＩＤカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、
を備えることを特徴としている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項3に記載の発明は、ＩＤカードに印字する文字データとＩＤ情報を対応付けて記憶する記憶手段と、前記ＩＤカードの表面に印字を行う表面プリンタと、前記ＩＤカードの裏面に印字を行う裏面プリンタと、を備えるＩＤカード発行システムにおいて、

前記ＩＤカードの表面に、前記文字データに基づく文字とＩＤ情報を前記表面プリンタにより印字させる表面印字制御手段と、

前記表面プリンタにより印刷された前記ＩＤカードの表面から前記ＩＤ情報を検出する検出手段と、

前記検出手段により検出されたＩＤ情報を基づいて、当該ＩＤカードに印字する文字データを前記記憶手段から取得する取得手段と、

前記取得手段により取得された前記文字データの文字量が前記ＩＤカードの表面に印字可能な所定行数以上か否かを判断する判断手段と、

前記判断手段により、前記文字データの文字量が前記所定行数以上であると判断された場合に、前記文字データから裏面に印字すべき裏面文字データを編集する裏面文字データ編集手段と、

前記裏面文字データ編集手段により編集された裏面文字データに基づく文字を、前記ＩＤカードの裏面に前記裏面プリンタにより印字させる裏面印字制御手段と、
を備えることを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項4に記載の発明は、請求項3に記載のＩＤカード発行システムにおいて、
前記ＩＤカードの表面の文字印字領域の最終行に印字があるか否かを検出する印字検出手段を備え、

前記印字検出手段により前記ＩＤカードの表面の文字印字領域の最終行に印字があることが検出された場合に、前記取得手段による前記文字データの取得を実行することを特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1に記載の発明によれば、ＩＤカード発行時において裏面に印字が必要な場合に、既存の表面プリンタのみを備えたＩＤカード発行システムに裏面プリンタを備えるだけで、ＩＤカードの裏面に印字を行うことができ、比較的低コストで裏面印字を自動的に行うことができる。

また、判断手段によって、文字データの文字量が所定行数以上であると判断された場合にのみ、裏面印字が行われるので、裏面印字の要・不要が自動に判断され、裏面印字が必要な場合にのみ裏面印字が行われることとなって、より好適に裏面印字を行うことができる。

また、裏面プリンタで一のＩＤカードの裏面印字を行っている間に、表面プリンタで次のＩＤカードの表面印字を行うことができるため、表面プリンタに裏面印字機能を付加した場合に比べて、トータルの処理時間を短縮することができる。

また、裏面印字が必要なＩＤカードの発行枚数は全体の発行枚数の10%以下であるため、複数台の表面プリンタに対して裏面プリンタを必要台数備えるだけでよくなるため、さらにコストを抑えることが可能となる。

また、表面プリンタに裏面印字機能を付加するものではないので、表面プリンタの機構を従来と同様に簡単なものとすることができる、エラー発生などの可能性を低くすることができ、信頼性の低下を防ぐことができる。

また、裏面印字が不適当である場合には、裏面の印字を修正液や消しゴム等で消去した後、裏面印字のみを裏面プリンタに行わせることができ、より容易に裏面印字のみのやり直しを行うことができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0011】**

請求項2に記載の発明によれば、IDカード発行時において裏面に印字が必要な場合に、既存の表面プリンタのみを備えたIDカード発行システムに裏面プリンタを備えるだけで、IDカードの裏面に印字を行うことができ、比較的低コストで裏面印字を自動的に行うことができる。

また、検出手段により当該識別情報が検出された場合にのみ、裏面印字が行われるので、裏面印字の要・不要が自動に判断され、裏面印字が必要な場合にのみ裏面印字が行われることとなって、より好適に裏面印字を行うことができる。

また、裏面プリンタでのIDカードの裏面印字を行っている間に、表面プリンタで次のIDカードの表面印字を行うことができるため、表面プリンタに裏面印字機能を付加した場合に比べて、トータルの処理時間を短縮することができる。

また、裏面印字が必要なIDカードの発行枚数は全体の発行枚数の10%以下であるため、複数台の表面プリンタに対して裏面プリンタを必要台数備えるだけでよくなるため、さらにコストを抑えることが可能となる。

また、表面プリンタに裏面印字機能を付加するものではないので、表面プリンタの機構を従来と同様に簡単なものとすることができる、エラー発生などの可能性を低くすることができ、信頼性の低下を防ぐことができる。

また、裏面印字が不適当である場合には、裏面の印字を修正液や消しゴム等で消去した後、裏面印字のみを裏面プリンタに行わせることができ、より容易に裏面印字のみのやり直しを行うことができる。

【手続補正8】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0012****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0012】**

請求項3に記載の発明によれば、IDカード発行時において裏面に印字が必要な場合に、既存の表面プリンタのみを備えたIDカード発行システムに裏面プリンタを備えるだけで、IDカードの裏面に印字を行うことができ、比較的低コストで裏面印字を自動的に行うことができる。

また、裏面プリンタでのIDカードの裏面印字を行っている間に、表面プリンタで次のIDカードの表面印字を行うことができるため、表面プリンタに裏面印字機能を付加した場合に比べて、トータルの処理時間を短縮することができる。

また、裏面印字が必要なIDカードの発行枚数は全体の発行枚数の10%以下であるため、複数台の表面プリンタに対して裏面プリンタを必要台数備えるだけでよくなるため、さらにコストを抑えることが可能となる。

また、表面プリンタに裏面印字機能を付加するものではないので、表面プリンタの機構を従来と同様に簡単なものとすることができる、エラー発生などの可能性を低くすることができ、信頼性の低下を防ぐことができる。

また、裏面印字が不適当である場合には、裏面の印字を修正液や消しゴム等で消去した後、裏面印字のみを裏面プリンタに行わせることができ、より容易に裏面印字のみのやり直しを行うことができる。

【手続補正9】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0013****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0013】**

請求項4に記載の発明によれば、請求項3に記載の発明と同様の効果が得られるのは勿

論のこと、特に、印字検出手段によりＩＤカードの表面の文字印字領域の最終行に印字があることが検出された場合にのみ、裏面印字が行われるので、裏面印字の要・不要が自動に判断され、裏面印字が必要な場合が選別されて裏面印字が行われることとなって、より好適に裏面印字を行うことができる。